

# 令和3年度特別会計財務書類の検査の結果

会計検査院

## 1 特別会計財務書類の検査

特別会計に関する法律（平成19年法律第23号。以下「法」という。）第19条第1項の規定に基づき、所管大臣は、毎会計年度、その管理する特別会計について、資産及び負債の状況その他の決算に関する財務情報を開示するための書類を企業会計の慣行を参考として作成し、財務大臣に送付しなければならないこととなっている（以下、この書類を「特別会計財務書類」という。）。そして、同条第2項の規定に基づき、内閣は、特別会計財務書類を会計検査院の検査を経て国会に提出しなければならないこととなっている。

会計検査院は、令和4年11月8日に、内閣から、特別会計に関する法律施行令（平成19年政令第124号。以下「施行令」という。）第35条第2項の規定に基づき、令和3年度特別会計財務書類の送付を受けた。

## 2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

会計検査院は、正確性、<sup>(注1)</sup> 合規性等の観点から、18府省庁等が所管する13特別会計<sup>(注2)</sup>の令和3年度特別会計財務書類が、法、施行令、特別会計の情報開示に関する省令（平成19年財務省令第30号）、同省令第1条の規定に基づき定められた特別会計財務書類の作成基準（平成20年財務省告示第59号。以下「作成基準」という。）等に従った適切なものとなっているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、作成基準において、特別会計財務書類が、歳入歳出決算、国有財産台帳等の計数を基礎として作成されることとなっていることから、これらの資料及び<sup>(注3)</sup>その他の関係資料を確認するなどして検査したほか、13特別会計を所管する13府省庁等のうち、12府省庁等において会計実地検査を行うとともに、残りの1省については、会計

検査院において担当者から説明を徴するなどして検査した。

- (注1) 18府省庁等 国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル、復興庁、総務、法務、外務、財務、文部科学、厚生労働、農林水産、経済産業、国土交通、環境、防衛各省
- (注2) 13特別会計 交付税及び譲与税配付金、地震再保険、国債整理基金、外国為替資金、財政投融资、エネルギー対策、労働保険、年金、食料安定供給、国有林野事業債務管理、特許、自動車安全、東日本大震災復興各特別会計
- (注3) 13府省庁等 内閣、内閣府、復興庁、総務、法務、財務、文部科学、厚生労働、農林水産、経済産業、国土交通、環境、防衛各省（令和3年度に東日本大震災復興特別会計の予算が措置されなかったことなどにより、特別会計財務書類を作成しなかった国会、裁判所、会計検査院、デジタル庁及び外務省を除く。）

### 3 検査の結果

検査の結果、作成基準等と異なる処理をしていて、特別会計財務書類の計上金額の表示が適切とは認められないものが、4府省が所管する1特別会計において1事項見受けられた。この1事項の内容を示すと、表のとおりである。

なお、上記の1事項については、環境省において所要の訂正が行われた。

表 特別会計財務書類の計上金額の表示が適切とは認められないもの

特別会計名 (勘定名等)	所管	財務書類の科目等		計上金額 (単位：百万円)	適切な計上金額 (単位：百万円)		
エネルギー対策 (電源開発促進)	内閣府、 文部科学 省、経済 産業省及 び環境省	貸借対照表	有形固定資産	本会計年度	4,813	5,073	
			物品	本会計年度	4,672	4,932	
			資産合計	本会計年度	294,878	295,138	
			資産・負債差額	本会計年度	290,525	290,785	
			負債及び資産・負債差額合計	本会計年度	294,878	295,138	
		業務費用計 算書	減価償却費	本会計年度	2,331	2,071	
			本年度業務費用合計	本会計年度	313,940	313,680	
		資産・負債 差額増減計 算書	Ⅱ 本年度業務費用合計	本会計年度	△ 313,940	△ 313,680	
			Ⅵ 本年度末資産・負債差額	本会計年度	290,525	290,785	
		附属明細書					
		1 貸借対照表の内容に関する明細					
		(1) 資産項目の明細					
		④ 固定資産の明細					
	物品	本年度減価償却額	2,321	2,061			
		本年度末残高	4,672	4,932			
<p>&lt;表示が適切とは認められない事項の説明&gt;</p> <p>業務費用計算書の「減価償却費」について、環境省は、作成基準等に基づき、年度途中で取得した物品を年度末に取得したと仮定して計算することとしていることから、取得年度にはこれに係る減価償却費は計上されないこととなるのに、誤って、本会計年度に、年度途中で取得した物品の一部に係る減価償却費を計上していたため計上金額が誤っており、また、このことに伴い、貸借対照表の「物品」の計上金額が誤っていたもの（環境省）</p> <p>なお、上記に連動して、連結貸借対照表、連結業務費用計算書、連結資産・負債差額増減計算書、合算貸借対照表、合算業務費用計算書及び合算資産・負債差額増減計算書の関連箇所にも誤りが生じていた。</p>							